

【住宅】軽微変更の手続きの概要

軽微変更のルートを判断する

変更内容により
ルートA、B、Cを判断する

※ルートについては **こちら** をご確認ください
※ルート判断が不明な時は、省エネ適応通知書を交付した先に相談してください

必要書類

必要書類について:
・[省エネ適合性判定 軽微変更申請時に必要な図書等\(PDF\)](#)

ルートA・ルートB

- ①軽微変更説明書
- ②図面
- ③その他参考図書

※判断に使用した図書のみ。
※内容について分からぬ場合は、
書類に基づいて評価業務課に相談し
てください。

ルートC

- ①軽微変更該当証明申請書
- ②計画書（変更がある面のみ）
- ③委任状
- ④設計内容説明書
- ⑤軽微変更説明書（完了検査時）
- ⑥計算書
- ⑦図面
- ⑧参考図書

完了検査申請に提出する

省エネ適応通知書を交付した先
に提出する
⇒軽微変更該当証明書の交付

完了検査申請必要図書に加えて
①軽微変更該当証明書
②軽微変更説明書

完了検査申請に提出する

完了検査の合格

検査済証の交付

※省エネ軽微変更の申請が未提出の場合、検査済証の交付が遅れてしまいます。
※省エネに関する変更に不明点があれば、検査申請前に相談をお願いします。